

国土建第59号  
令和元年5月7日

各都道府県建設業主管部局長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

改元に伴う建設業法施行規則等の様式の改正について（通知）

本年5月1日に元号が「令和」に改められることに伴い、「建設業許可等に係る改元に伴う元号による年表示の取扱いについて」（平成31年4月5日国土建第7号）を發出し、改元に伴う元号による年表示の取扱いについて通知したところです。

今般、建設業法施行規則等の省令に規定されている様式について、「平成」を「令和」に改める等、改元に伴う改正を行いましたので、下記のとおり通知いたします。

貴職におかれましては、十分留意の上、事務処理等に当たって遺漏のないよう措置願います。なお、運用については下記と併せて、「建設業許可等に係る改元に伴う元号による年表示の取扱いについて」（平成31年4月5日国土建第7号）の通知内容を原則としておりますので併せて遺漏のないよう措置願います。

記

1. 今回改正を行った様式について

- ・建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）  
様式第1号、第2号、第3号、第4号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第11号の2、第12号、第13号、第15号、第16号、第17号、第17号の2、第17号の3、第18号、第19号、第20号の3、第22号の2、第22号の3、第22号の4、第23号、第24号、第25号、第25号の4、第25号の6、第25号の7、第25号の8、第25号の9、第25号の10、第25号の11、第25号の12、第25号の14、第25号の15、第26号及び第27号
- ・建設機械抵当法施行規則（昭和二十九年建設省令第三十五号）  
様式第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号及び第7号
- ・解体工事業に係る登録等に関する省令（平成十三年国土交通省令第九十二号）  
様式第3号
- ・特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（平成十四年国土交通省令第十七号）  
様式第1号及び第2号

## 2. 改正の内容について

- ・ 1. の様式について、「平成」を「令和」に改正するとともに、元号を表す記号を追加すべきところには「R」を加えた。

## 3. 経過措置について

- ・ 5月7日以降であっても、改正前の様式を用いた申請は有効とする。この場合においては、①のように修正を行う等の対応を行うほか、②のような記載であっても有効であるものとする。

令和

①「~~平成~~元年 5月 8日」

②「平成31年 5月 8日」

- ・ 改正後の様式において「自令和 年 月 日 至令和 年 月 日」等と期間を記載する必要がある部分について、起点日が平成である場合は、③のように修正を行う等の対応を行うほか、④のような記載であっても有効であるものとする。

平成

③「自~~令和~~31年4月1日 至令和2年3月31日」

④「自令和 元年4月1日 至令和2年3月31日」

また、改正前の様式を利用し提出を行うことも有効とし、⑤のように修正を行う等の対応を行うほか、⑥のような記載であっても有効であるものとする。

令和

⑤「自平成31年4月1日 至~~平成~~ 2年3月31日」

⑥「自平成31年4月1日 至平成32年3月31日」

以上